物価_2

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	茨城県
地方公共団体名	石岡市
都道府県・市町村コード（5桁）	08205
担当部局課名	市長公室政策企画課
担当者氏名	富田　悠介
電話番号	0299-23-7277
メールアドレス	kikaku@city.ishioka.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国の5補正予算分（重視事業メニュー分）　交付限度額①	9,428
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	492,170
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	9,274
国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	220,000
国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	9,282
国の5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

国の5補正予算分（重視事業メニュー分）　交付限度額①	-
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	393,736
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	9,274
国の5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	-
国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	-
国の5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

今回配分予定額 国の5補正予算分（重視事業メニュー分）　交付限度額①	9,428
今回配分予定額 国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	98,434
今回配分予定額 国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	-
今回配分予定額 国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	220,000
今回配分予定額 国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	9,282
今回配分予定額 国の5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

配分予定額計 国の5補正予算分（重視事業メニュー分）　交付限度額①	9,428
配分予定額計 国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	492,170
配分予定額計 国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	9,274
配分予定額計 国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	220,000
配分予定額計 国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	9,282
配分予定額計 国の5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-
配分予定額計	740,154

国の5補正予算分（重視事業メニュー分）　交付限度額（令和5年11月通知分）	157,692
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②（令和5年11月通知分）	393,736
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②（令和6年1月通知分）	98,434
小計　交付限度額②	492,170
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分）	14,082
国の5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和6年1月通知分）	3,518
小計　交付限度額③	17,574
国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和5年12月補正分）	466,570
国の5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和5年12月補正分）	26,473
国の5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥（令和■年■月通知分）	-

自動計算分	143,255
手動入力分	
本省繰越希望額（R5補正予算により措置された重視事業メニュー分交付限度額①に係る希望額）小計：自動計算分＋手動入力分　（交付限度額①を上限とする）	143,255
本省繰越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	-
本省繰越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	8,364
本省繰越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費）交付限度額④に係る希望額）	266,570
本省繰越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費）交付限度額⑤に係る希望額）	27,181
本省繰越希望額（R5予備費により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑥に係る希望額）	-

移替先	総務省
交付限度額計	1,160,414

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であること又は分かる事業名等としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	③を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B 3 国の5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B 4 国の5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③それぞれの項目毎に明記） 1)目的・効果 2)交付金を充当する経費内容 3)推奨事業（対象者、金額等） 4)事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考【重点支援地方交付金の追加を踏まえた各市の一連の取り組みにおいている対象分野】	備考2	備考3	自治体での予算区分
										合計	740,154	740,154	9,428	492,170	9,274	220,000	9,282	-	-									
基礎的な法律の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰重点支援交付金【物価高騰緊急対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－	501,444	501,444	-	492,170	9,274	-	-	-	1)物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 2)低所得世帯への給付金及び事務費 3)給付金額　R5年度分の住民税均等割りの非課税世帯　7031世帯×70千円 事務費　9274千円 事務費の内容　（需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出） 4)R5年度分の住民税非課税世帯　（7031世帯）	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰世帯支援重点交付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－	161,373	161,373	-	-	-	155,000	6,373	-	1)物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 2)低所得世帯への給付金及び事務費 3)給付金額　R5年度分の住民税均等割りの非課税世帯　1,550世帯×100千円 事務費　6,373千円 事務費の内容　（需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出） 4)R5年度分の住民税均等割りの非課税世帯　（1,510世帯）	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰重点支援交付金【物価高騰緊急対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－	67,909	67,909	-	-	-	65,000	2,909	-	1)物価高が続く中で低所得世帯へのこども達へ支援を行うことで、低所得の世帯を支援し、育てるこどもの夢を生活を維持する。 2)低所得世帯へのこども達に対する給付金及び事務費 3)給付金額　R5年度分の住民税非課税、または均等割りの非課税世帯　に属するこども1,300人×50千円 事務費　2,909千円 事務費の内容　（需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出） 4)R5年度分の住民税非課税、または均等割りのみ課税世帯に属するこども（1,300人）	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
基礎的な法律の対象範囲外	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	子育て支援（一体給付）	5									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	給付支援サービス（一体給付）	6									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	上記一体給付に係る本体分の事業費への支援に係る本体分の事業費 （上記一体給付・一体支援分の事業費） 一体給付に係る本体分の事業費 （上記せ1・予備費）	7									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
		8									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
対象範囲内	住民税均等割非課税世帯等への支援分の基礎分（上乗せ2・推奨分）	9									-	-	-	-	-	-	-	-	-									
		10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	土地改良区電気料高騰対策支援金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	①農林水産業に対する物価高騰対策支援		9,428	9,428	9,428						1)令和5年の物価高騰により電気料金の高騰が影響を受けている農業用水施設の土地改良区に対し、現在の電気料金高騰分との電気料の差額を支援金として交付することにより、農業者等の負担を軽減する。 2)土地改良区体等への給付金支援　計9,428千円 3)令和5年4月～10月と令和5年4月～10月までの電気料金の差額の支援 なお、補正ごとに支援対象額1,000円未満を切り捨てるため、支援金額は実際額より減少する。 ・八間土地改良区　2,455千円（R3-R5＝2,471千円） ・石岡台地土地改良区　5,535千円（R3-R5＝5,546千円） ・間川霞土地改良区　940千円（R3-R5＝946千円） ・高浜入土地改良区　292千円（R3-R5＝292千円） ・山王川土地改良区　181千円（R3-R5＝181千円） ・巴川沿岸地区第11-12工区　20千円（R3-R5＝20千円） 計9,428千円 4)その他事業者等　なし等々	○	－	－	R6.3	R6.3	土地改良区等へ、電気料高騰前との電気料の差額を支給することで、継続的な事業を実施し、安価農業者への負担を軽減する。 ※組織へ支援を実施することで、電気料高騰に対する、安価農業への受益金額転嫁を抑え、追加される負担をなくす。	農HP		農林水産・食品分野		R5補正（地）